

議案第3号

南風原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

南風原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年3月2日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

本町議会議員の報酬月額については、県内外の地方公共団体の状況、社会経済情勢等を踏まえ、複雑・高度化する議員職務・職責に見合った報酬月額に改正する必要があるため提案する。

南風原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

南風原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年南風原村条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「300,000円」を「350,000円」に、「250,000円」を「290,000円」に、「242,000円」を「272,000円」に、「233,000円」を「263,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。